

平成十八年五月二十三日受領  
答弁第二五九号

内閣衆質一六四第二五九号

平成十八年五月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道は承知している。

二について

本年五月十五日、外務省の大臣官房人事課及びアジア大洋州局中国課において、御指摘の報道に係る事実関係等を内容とする対外応答要領を作成した。この対外応答要領には、秘密指定は行われていない。

三について

平成十六年五月六日における在上海総領事館館員（以下「館員」という。）の死亡（以下「本件」という。）の後、外務省から現地に派遣された監察巡察担当参事官は、本件に係る調査結果についての報告書を作成した。

四から十までについて

外務省としては、一般に、上海市において外国人が死亡した場合には、現地の公安局が外国人死亡証を

発行することとなっていると承知しており、館員についても、外国人死亡証が作成された。この外国人死亡証は、医学的見地から、館員の死因が記載されているが、御指摘の「仕事の重圧」といった記載はなく、また、その内容については、外務本省に対して報告はなされていない。

十一から十四までについて

館員の遺書の写しは、外務省において保管されており、秘密指定が行われているが、遺書の内容等の詳細については、諜報活動及びその対応措置や館員のプライバシーにかかわるものであり、また、御遺族の意向もあり、明らかにすることは差し控えたい。